

入国在留審査要領に「官公署に提出する書類の作成は行政書士の独占業務である」旨を明記する件についての会長談話

平成31年4月15日
東京都行政書士会
会長 常住 豊

平成31年3月25日、本会・東京行政書士政治連盟（以下、東政連）の会長以下役員が、法務省入国管理局の佐々木聖子局長（現出入国在留管理庁長官）を訪問し、同局長から法務省の入国在留審査要領に「官公署に提出する書類の作成は行政書士の独占業務である」旨明記するとの確約をいただきました。

詳細につきましては、以下の（1）法務省入国管理局長訪問記録及び（2）要望書をご覧ください。

（1）法務省入国管理局長訪問記録

法務省入国管理局長訪問記録

平成31年3月25日、改正入管法施行規則（平成31年4月1日施行）において、登録支援機関の職員による申請取り次ぎが認められたことに関連して、本会会長、担当副会長、東政連会長、同幹事長及び担当役員が、法務省入国管理局長佐々木聖子様を訪問し、本会の要望を伝えるとともに意見交換を行いました。

まず冒頭、佐々木局長から登録支援機関の職員に申請取り次ぎを認めるに至った趣旨の説明がありました。それによると、本来受け入れ機関が行うべき特定技能1号の外国人に対する支援を登録支援機関が代替するものであることを踏まえ、登録支援機関の職員にも申請の取り次ぎを認めるに至ったとのことでした。

その後、本会から佐々木局長に対して、官公署に提出する書類の作成は行政書士の独占業務であり、行政書士、弁護士以外の者が有償で申請書類を作成すること（形式的に申請書類作成自体を無償とし、申請書類の作成と密接関連する他の役務提供を有償とすることで、実質的に書類の作成を有償で行ったと同視できる場合を含む。）は刑事罰の対象になるとの説明を行い、あわせて登録支援機関への注意喚起等法務省としても書類作成は本人、受け入れ機関、行政書士及び弁護士のみが行うことができることを周知すべく広報して欲しい旨話し、具体的に下記の2点の要望を行いました。

①貴局の入国在留審査要領に官公署に提出する書類の作成は行政書士の独占業務であることを明記すること。

②東京都庁等で設置されているような都及び行政書士会が作成した行政書士以外の者が有償で申請書類の作成を行うことは違法である旨の案内プレート

を地方出入国在留管理局に設置すること。

この結果、佐々木局長からはその場で①については確約をいただき、②については検討する旨の回答をいただきました。また、冒頭の佐々木局長の説明を受けて、本会から登録支援機関の職員が行える申請取り次ぎは、特定技能1号に係るものに限定されるものであることを確認したところ、改正入管法施行規則にはその旨の限定はないが、入国在留審査要領にてその旨明記するとの回答がありました。

最後に、本会から外国人の出入国管理に係る法令改正、制度の運用変更がある場合、事前に当会として意見を述べる機会を設けていただきたいとお願いしたところ、佐々木局長から今回は短期間に準備しなければならなかったので声をかけることができなかった、今後各方面から意見を頂戴したい旨の回答があり、「特定技能」に係る新しい入国在留管理制度が円滑に実施されるよう協力いただきたいとお話がありました。

以上

(2) 要望書（公印省略のものを掲載しております）

東行政第30-576号
平成31年3月25日

法務省入国管理局長
佐々木 聖子 様

東京都行政書士会
会長 常住 豊

要 望 書

平成31年4月1日施行の改正入管法施行規則において、登録支援機関の職員による申請取り次ぎが認められたことに関連して、以下の事項を要望します。

記

1. 官公署に提出する書類の作成は行政書士の独占業務であり、行政書士、弁護士以外の者が有償で作成することは刑事罰の対象となります（行政書士法第1条の2、第19条）。そこで、登録支援機関の職員が申請取り次ぎを行うに当たっては、当該申請書類を有償で作成すること（形式的に申請書類作成自体を無償とし、申請書類の作成と密接関連する他の役務提供を有償とすることで、実質的に書類の作成を有償で行ったと同視できる場合を含む。）のないよう入国在留審査要領に明記され、登録支援機関に対する注意喚起及び地方出入国在留

管理局審査官等への周知徹底をされるよう要望いたします。

2. 上記1と関連し、行政書士以外の者が有償で申請書類の作成を行うことは違法である旨の案内プレートを地方出入国在留管理局に設置することを要望いたします。

3. 最後に、今後外国人の出入国管理に係る法令改正、制度の運用変更がある場合、事前に当会として意見を述べる機会を設けていただくことを要望いたします。

なお、「特定技能」に係る新しい入国在留管理制度が円滑に実施されるよう当会としても最大限協力させていただきたいと存じます。

以上

(3) 今後、上記の点が入国在留審査要領に反映されたことを確認次第、別途お知らせいたします。

以上